

平成26年度補正予算
地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金
(最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業)

証明書発行団体登録要領

平成27年2月

証明書発行団体へ登録申請される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)が取り扱う補助金については、公的な国庫補助金を財源としており、法律上その適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処いたします。

従って、当法人の補助金に関する証明書発行団体へ登録申請される方におきましては、以下の点を十分ご認識された上で登録申請を行っていただきますようお願いいたします。

- ① 証明書発行団体は、性能証明書を発行するための審査の内容について、国やSIIからの求めに応じた適切な報告を行うことが必要です。
そのため、性能証明書の発行に関連する資料を適切に保管することが求められます。
- ② 証明書発行団体として登録された後、性能証明書の発行において、如何なる理由があっても虚偽の発行を行わないでください。
何らかの理由で疑義が生じた場合、SIIは当該証明書発行団体に対して内部調査を指示し、その結果を文書で報告させることができることとします。
- ③ SIIは、前項の報告をもとに詳細に調査し、不正行為の有無及びその内容を確認します。
SIIが調査のために必要であると判断した場合は、当該証明書発行団体に対して関連資料の提出を命じ、事業所その他の施設への立ち入り調査ができることとします。
- ④ 前項により当該証明書発行団体に不正行為があったと認められた場合は、証明書発行団体の登録を取り消すとともに、団体の名称及び不正内容を公表いたします。
- ⑤ SIIにより補助金受給に係る不正行為が認められた補助事業に対して、証明書発行団体及びその関係者の関与が認められた場合についても、証明書発行団体の登録を取り消すとともに、団体の名称及びその内容を公表いたします。
- ⑥ 前項の規定により証明書発行団体としての登録を取り消された場合、既に「地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金(最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業)」が交付されている補助事業が取り消しとなり補助金が返還となった場合、補助事業者からその責任を問われることがあります。

目次

1. 事業の概要	5
1-1 事業目的	6
1-2 事業名称	6
1-3 予算額	6
1-4 補助対象機器等	6
1-5 補助対象となる事業	7
1-6 補助対象事業者及び申請単位	7
1-7 補助対象経費	7
1-8 補助率及び補助金限度額	7
1-9 補助事業期間	7
1-10 事業全体のスキーム	8
1-11 事業の全体スケジュール	9
2. 証明書発行団体の登録	11
2-1 事業の基本フロー	12
2-2 証明書発行団体	13
2-3 証明書発行団体の業務	13
2-4 証明書発行団体の要件	13
2-5 証明書発行団体の登録手続き	14
2-6 登録申請受付期間	15
2-7 その他の注意事項	15
2-8 参考資料(証明書発行団体登録申請書 様式1)	16
3. 性能証明書の発行について	17
3-1 事業の基本フロー	18
3-2 性能証明書発行フロー	19
3-3 性能証明書発行の業務	20
3-4 その他の事項	21
3-5 参考資料(性能証明書 一枚目)	22
3-6 参考資料(性能証明書 二枚目(チェックリスト))	23
4. その他(資料)	25
別表1 補助対象カテゴリー表	26
4-1 性能証明書発行に関する取決書	31
4-2 秘密保持誓約書	32

1.事業の概要

1-1 事業目的

わが国では、省エネルギー機器等の導入や適切なエネルギー管理の推進等により、世界的にも高い省エネルギー水準を達成している。しかしながら、東日本大震災以降の電力価格の高騰やエネルギーコストの上昇による市場経済への影響が発生しており、更なる省エネルギーの推進を図ることが喫緊の課題となっている。

本事業は、地域の工場やオフィス、店舗等において、エネルギー削減効果が確認できる最新モデルの省エネルギー機器等を導入する際に、「地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金(最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業)交付規程」に基づき、導入機器等の費用の一部を補助する制度である。

1-2 事業名称

地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金
(最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業)

1-3 予算額

800億円程度

※「地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業(B類型)」の採択金額により上限額が変動

1-4 補助対象機器等

以下の要件を満たす機器等であること。

その証明として、SIIに登録された証明書発行団体から予め性能証明書の発行を受けていること。

(最新モデル省エネルギー機器等の要件)

- ・別表1「補助対象カテゴリー表」に記載のある機器等であること。
 - ・最新モデルの省エネルギー機器等であること。
 - ・同一製造メーカー内の一代前のモデルとの比較において、年平均1%以上省エネルギー性能が向上していること。
- ※ 最新モデルとは、2005年1月1日以降に発売が開始され、かつそれ以降に同モデルの新たな機器等が発売されていないことをいう。

[補助対象外となる機器等について]

別表1「補助対象カテゴリー表」に記載のある機器等であっても、次に掲げるものは補助対象外とする。

- ① 船舶及び航空機並びにその付属設備。
- ② 車両・運搬具(乗用自動車、貨物自動車、フォークリフト等)並びにその付属設備。
- ③ 建設機械並びにその付属設備。
- ④ テレビジョン受信機、複写機、電子計算機(制御装置の一部となっているものは除く。)、磁気ディスク装置、ビデオテープレコーダー、ストーブ、ガス調理機器、電気便座、ジャー炊飯器、電子レンジ、DVDレコーダー、プリンター。
- ⑤ 消耗品(光源単体等)。
- ⑥ 制御装置、分析装置、検査装置、調整装置等についての単独導入。
- ⑦ 屋外で使用される照明器具(街灯、広告、看板等に用いられる照明器具)。
- ⑧ 蓄電池、売電目的の発電設備。
- ⑨ その他省エネ法に基づく指針である「特定事業者又は特定連鎖化事業者のうち専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針」及び「特定事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針」上、明らかに想定していない設備(太陽光発電設備等の再生可能エネルギー源を用いて発電を行う発電設備等)。

1-5 補助対象となる事業

申請する事業者が日本国内で既に事業活動を営んでいる既築の工場・事業場・店舗等(以下「事業所」という。)において、補助対象機器等へ置き替える又は補助対象機器等を新設する事業であること。

※ 新たに事業活動を開始することを目的とした事業所への機器等の導入は対象外とする。

ただし、増築・改築等の際の機器等の導入は対象とする。

1-6 補助対象事業者及び申請単位

以下の全ての要件を満たす事業者を補助対象事業者とする。

- ① 事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。
- ② 原則、本事業により新たに補助対象機器等を設置・所有しようとする事業者。
- ③ 補助事業の遂行能力を有し、法定耐用年数の間、導入機器等を継続的に維持運用できること。
- ④ 導入した補助対象機器等に関する使用状況等についてSIIが調査を行う場合、協力できること。

申請単位は、原則、エネルギー管理を一体で行う事業所とする。ただし、同一の事業者が所有する複数の事業所において補助事業を実施する場合、複数の事業所をまとめて一括申請を行うことができる。

1-7 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象機器等の購入費のみとする。

※ 設計費、据付費、工事費、消費税、その他諸経費は含まない。

1-8 補助率及び補助金限度額

補助率は補助対象経費の1/3以内とする。

ただし、中小企業者及びエネルギー多消費企業による申請の場合は、補助対象経費の1/2以内とする。

補助金額の上限額・下限額については、それぞれ以下の通りとする。

- ・1事業者あたりの補助金上限額: 1.5億円
- ・1事業所あたりの補助金下限額: 50万円

1-9 補助事業期間

交付申請受付期間

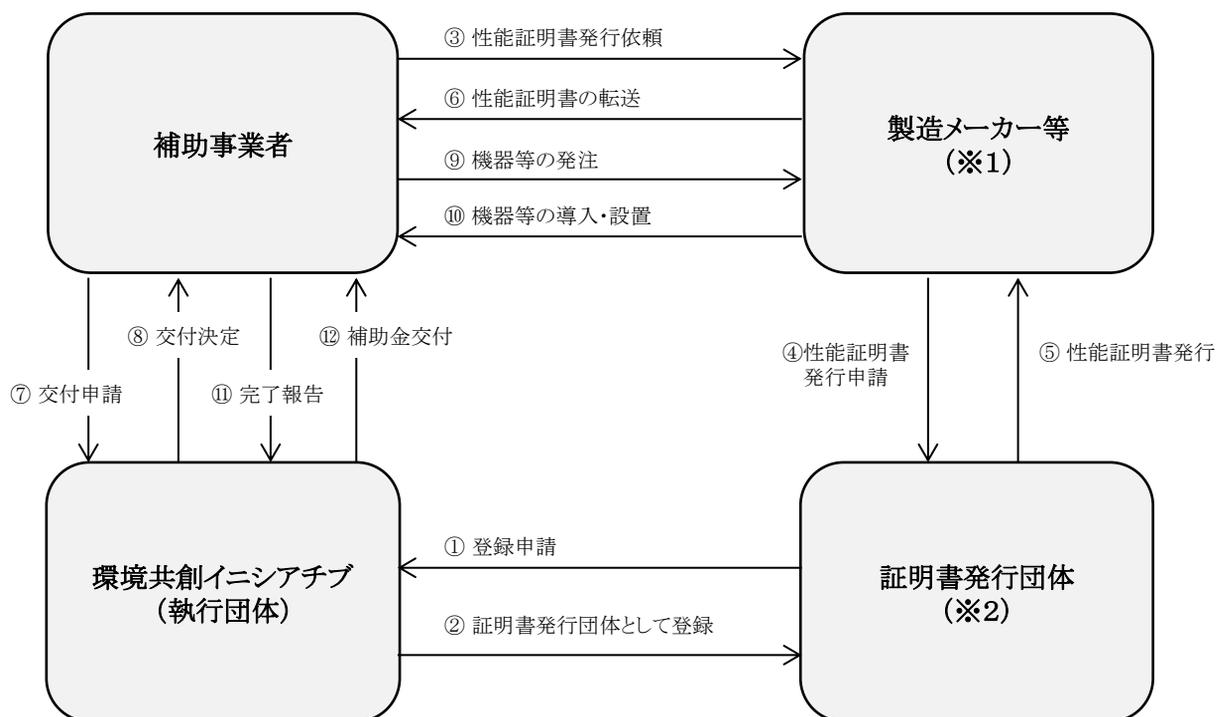
平成27年3月16日(月)～12月11日(金) 16時(必着)

※ 交付決定の総額が予定した予算額に達した場合、申請受付期間内であっても申請の受付を終了する場合がある。

※ 交付決定前に機器等の発注を行った場合は補助対象外となるため、機器等の発注は交付決定日以降に行うこと。

※ 事業完了(支払い完了)から30日以内又は平成28年1月29日(金)(必着)のいずれか早い日までに完了報告書類を提出すること。

1-10 事業全体のスキーム



※1 性能証明書の発行申請を行う際には、当該機器等の省エネルギー性能や同一製造メーカー内の最新モデルと一代前のモデルを明示する必要があるため、原則機器等の製造メーカーが性能証明書の発行申請を行うこととする。ただし、代理店や関連会社等で正確な申請が可能な場合は、機器等の製造メーカーに代わって申請することも認める。

※2 自らの団体等に所属していない製造メーカー等からの申請に対しても性能証明書の発行が行えること。

1-11 事業の全体スケジュール

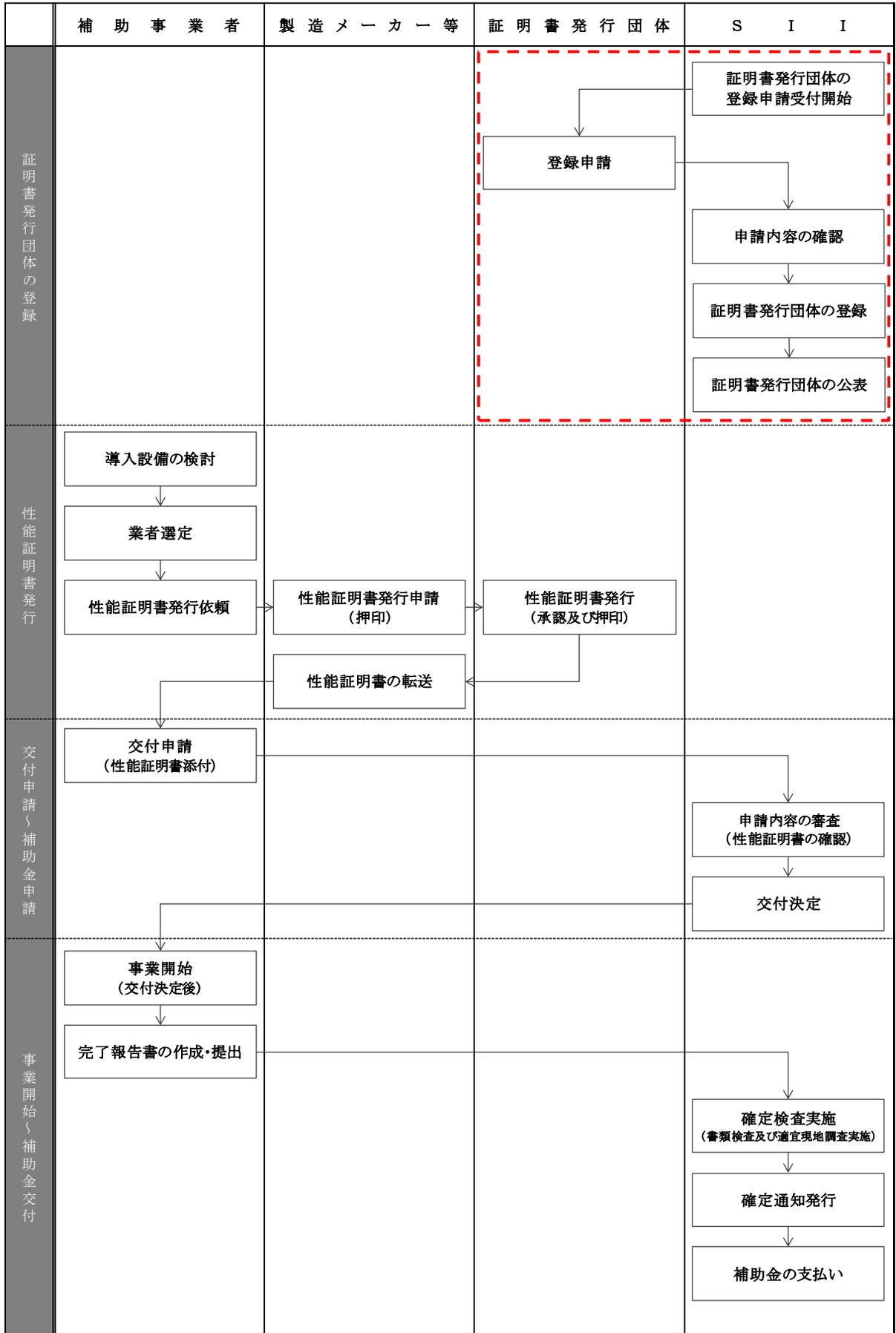
		証明書発行団体の登録	補助事業者の公募
平成27年	2月	2月26日 証明書発行団体登録開始	
	3月	3月6日 証明書発行団体登録公表 ※証明書発行団体は以降随時公表	3月16日 公募開始(予定)
	4月	4月30日 証明書発行団体登録終了(予定)	
	~~~~~		
	11月	11月30日 性能証明書発行終了(予定)	
	12月		12月11日 公募終了(予定) ※交付決定額の合計が予定した予算額に達した場合、 公募期間内であっても申請の受付を終了することがある。
平成28年	1月		1月29日 完了報告書提出期限
	2月		
	3月		3月31日 補助金支払い期限



## 2. 証明書発行団体の登録

### 2-1 事業の基本フロー

本章で説明する範囲



## 2-2 証明書発行団体

証明書発行団体とは、製造メーカー等からの申請に基づき、本事業において定める最新モデル省エネルギー機器等の要件について審査を行い、その要件を満たす機器等に対して性能証明書の発行を行う機関として、予めSIIに登録された団体のことをいう。

## 2-3 証明書発行団体の業務

### (1) 性能証明書発行の申請受付と審査

証明書発行団体は、製造メーカー等からの性能証明書の発行申請を受け付け、申請内容に基づいて、本事業において定める最新モデル省エネルギー機器等の要件を満たしているかについて審査を行う。

#### (最新モデル省エネルギー機器等の要件)

- ・別表1「補助対象カテゴリー表」に記載のある機器等であること。
- ・最新モデルの省エネルギー機器等であること。
- ・同一製造メーカー内の一代前のモデルとの比較において、年平均1%以上省エネルギー性能が向上していること。
  - ※ 別表1「補助対象カテゴリー表」に記載のある機器等であっても、補助対象外となる場合があるので注意すること。
  - ※ 最新モデルとは、2005年1月1日以降に発売が開始され、かつそれ以降に同モデルの新たな機器等が発売されていないことをいう。

### (2) 性能証明書の発行・送付

審査の結果、本事業において定める最新モデル省エネルギー機器等の要件を満たしていると判断した場合、性能証明書に証明書発行団体の社印等を押印の上、製造メーカー等へ送付する。

### (3) 性能証明書の発行状況の報告

証明書発行団体は性能証明書の発行状況について、SIIの求めに応じて報告する。

※ SIIに提出された報告内容やデータは、SIIから国に提出された後、統計的な処理等を行った上で、国又は、SIIから公表される場合がある。ただし機密情報、個人情報の公表はしない。

### (4) 申請書類の保管業務

性能証明書の発行にあたり受け付けた申請書類は、国又はSIIの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、本事業終了後5年間、適切に保管すること。

## 2-4 証明書発行団体の要件

#### (団体が有していなければならない基礎要件)

- ① 別表1「補助対象カテゴリー表」に含まれる機器等について、日本国内で製造、加工、輸入又は販売する者(事業者)が、二者以上で構成する団体又は工業会等であり、日本国内に登録された法人であること。
  - ※ 法人登記がされていない場合であっても、国の実施する事業における活動実績がある場合に限り、登録を認める場合がある。
- ② 設立から2年以上経過していること。
- ③ 電話による問い合わせに対応できる担当窓口を有していること。
- ④ SIIの提供するWEBシステム・性能証明書発行ポータル(以下「ポータル」という。)を活用できるインターネット環境を有すること。

#### (補助対象機器等の審査に関する要件)

- ⑤ 本事業において定める最新モデル省エネルギー機器等の要件に従って、機器等ごとに性能証明書の発行基準を定めることができること。

- ⑥ 製造メーカー等から受け付けた性能証明書発行申請に対し、遅滞なく性能証明書を発行できる審査体制を有すること。
- ⑦ SIIの求めに応じて性能証明書発行基準及び審査状況等について情報開示ができること。
- ⑧ 自らの団体等に所属していない製造メーカー等からの申請に対しても性能証明書の発行が行えること。

**(事業実施における情報の取り扱いに関する要件)**

- ⑨ 本事業に携わる部署において情報セキュリティ対策の管理が実施されていること。
  - ⑩ SIIへ審査状況や性能証明書の発行実績を報告する際に製造メーカー等の同意を得て、情報提供ができること。
- ※ SIIに提出された報告内容やデータは、SIIから国に提出された後、統計的な処理等を行った上で国又は、SIIから公表される場合がある。ただし、機密情報、個人情報の公表はしない。

## 2-5 証明書発行団体の登録手続き

### (1) 証明書発行団体への登録申請

証明書発行団体は、指定する期間に、SIIホームページから申請書類を入手の上、必要書類を添付して提出すること。この際、補助対象カテゴリー表より、証明書発行団体として性能証明書の発行が可能な機器等カテゴリーを選択の上、登録申請を行うこと。

※ SIIホームページ(<http://sii.or.jp/>)

#### ① 申請書の入手方法

証明書発行団体登録申請書(様式1)をSIIホームページからダウンロードして、記入・押印すること。

#### ② SIIホームページ上で情報登録

SIIホームページにアクセスし、「証明書発行団体登録情報」の必要項目を入力する。  
入力完了後にSIIが送付する電子メールを印刷したものを指定様式とする。

#### ③ 提出書類一覧

No.	書式	書類名称	備考
1	様式1	証明書発行団体登録申請書	法人の代表者印を押印する。(P. 16参照)
2	指定	証明書発行団体登録情報の入力完了時に送付される電子メールを印刷したもの	SIIホームページ上で団体情報の入力を行った後に送付される電子メールを印刷して添付する。
3	自由	団体概要	団体案内、パンフレット又はホームページ上に掲載されている団体概要等を添付する。 ※団体名、会員数、会員名簿、設立年月日、所在地、代表者名等がわかるもの。
4	自由	商業・法人登記簿謄本 (法人登記されていない場合は国の事業における活動実績がわかる書類・・・※)	平成26年4月1日以降に取得されたもの。 全部事項証明書を添付する。 ※国が実施する事業において、機器等の審査・証明書の発行等を行った活動実績がわかる資料を添付する。
5	自由	決算報告書	直近の決算1年分とする。

## (2) 申請書類送付先

〒104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 恒産第1ビル4階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

審査第一グループ

※配送時は、必ず赤字で「地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金 最新モデル  
省エネルギー機器等導入支援事業(A類型) 証明書発行団体登録申請書在中」と記入のこと。

## (3) 証明書発行団体への登録

SIIは、登録決定後、証明書発行団体の担当者宛てにポータルID、パスワードの記載された電子メールを送信する。本電子メールの送信を以て、登録が完了したこととする。

SIIは、登録後、団体名や問い合わせ窓口等を、性能証明書の発行が可能な機器等カテゴリとともにSIIホームページで速やかに公表する。

## (4) SIIとの取決書・秘密保持誓約書の締結

証明書発行団体は、登録後、速やかにSIIが別途定める取決書・秘密保持誓約書に押印の上、提出すること。取決書では秘密情報の取り扱い、禁止事項やその他留意事項等を定める。

## 2-6 登録申請受付期間

平成27年2月26日(木)～4月30日(木)

※平成27年3月3日(火)までに登録申請されたものについては3月6日(金)に公表予定。

以降については、登録されたものを随時公表する。

## 2-7 その他の注意事項

- ① 証明書発行団体は登録後に内容の変更があった場合、速やかにその内容をSIIに届け出ること。
- ② 証明書発行団体において業務の怠慢や不正等が行われていることが明らかとなり、証明書発行団体として不適切であるとSIIが判断した場合、SIIは当該団体の証明書発行団体の登録を取り消すこととする。

## 2-8 環境・エネルギー対策貸付(日本政策金融公庫実施)への証明書発行

証明書発行団体は、日本政策金融公庫が実施する「環境・エネルギー対策貸付」の融資対象となる設備についても、最新モデルの省エネルギー機器等と同様の要件が確認された場合は、証明書発行を行うこととする。

※「環境・エネルギー対策貸付」の証明書発行に関する問合せ先

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー対策課(03-3501-9726)

※「環境・エネルギー対策貸付」の融資制度に関する問合せ先

日本政策金融公庫 相談センター(0120-154-505)

## 2-9 参考資料(証明書発行団体登録申請書 様式1)

様式1

申請日を記入してください

平成 27年 ○月 ○日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学 殿

住所 : 東京都○○区○-○○-○ ○○ビル○階

団体名 : ○○○○工業会

代表者 : 会長 環境 太郎

役職も記入してください

印

平成26年度補正予算  
地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金に係る  
証明書発行団体登録申請書

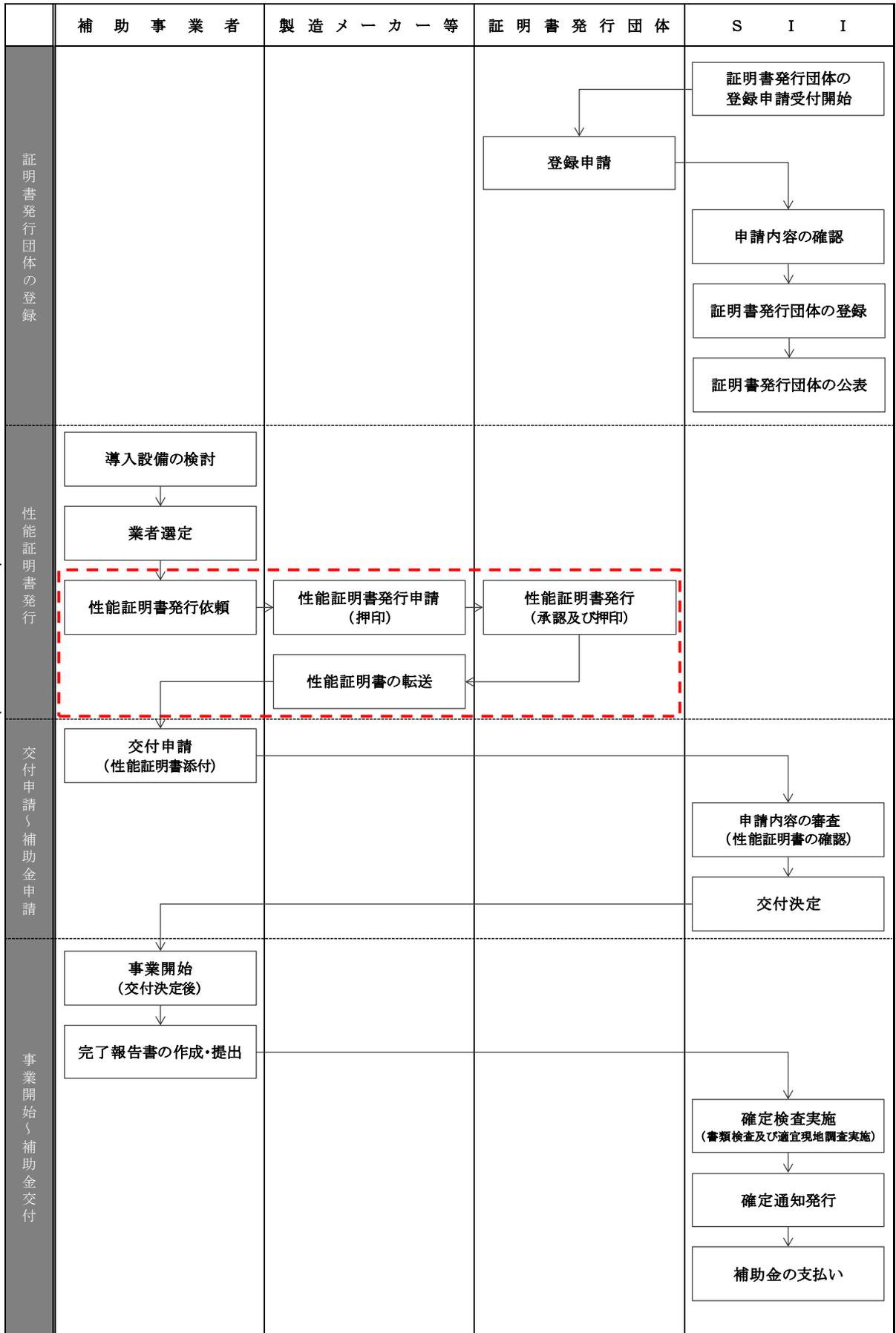
表記の件について、次の通り必要書類を添えて申請します。

- ・ 証明書発行団体登録情報の入力完了時に送付される電子メールを印刷したもの
- ・ 団体概要
- ・ 商業登記簿謄本  
※法人登記されていない場合は、国の事業における活動実績がわかる書類
- ・ 決算報告書(直近1年分)

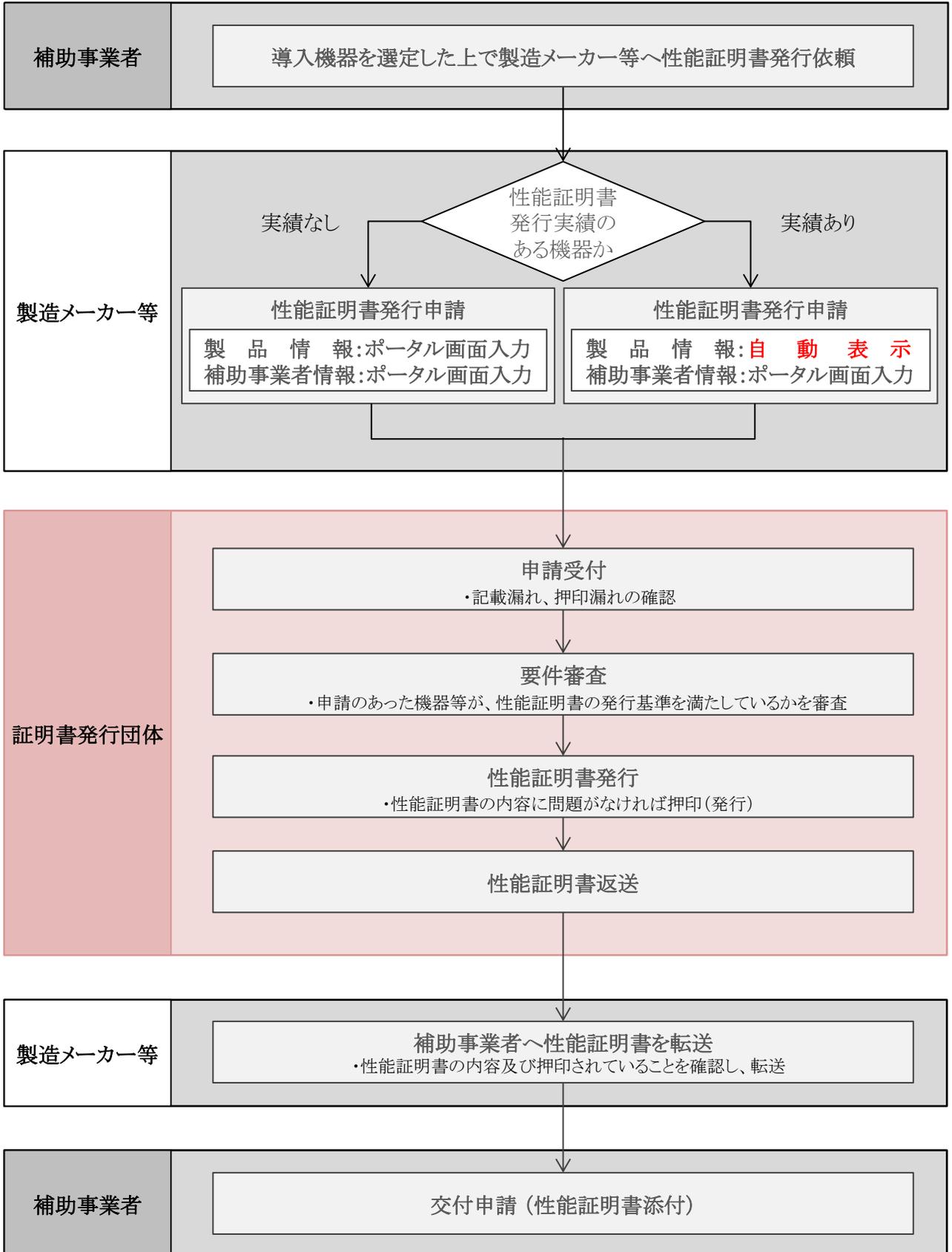
### 3.性能証明書の 発行について

### 3-1 事業の基本フロー

本章で説明する範囲



## 3-2 性能証明書発行フロー



⇒詳細は「性能証明書発行の手引き」参照

### 3-3 性能証明書発行の業務

証明書発行団体は、製造メーカー等から性能証明書の発行申請を受け付け、申請内容に基づいて最新モデル省エネルギー機器等の要件を満たしているか審査を行う。要件を満たしていれば、製造メーカー等へ性能証明書を発行する。

#### (1) 申請受付

製造メーカー等は、SIIホームページ上の性能証明書作成機能を活用し、必要な項目を入力の上、性能証明書の出力を行い、押印後、必要な添付書類と合わせて各証明書発行団体に申請書類を郵送する。証明書発行団体は、これを受け付け、不備・不足の有無を確認した上で最新モデル省エネルギー機器等の要件の審査を行う。

#### (2) 申請書類

証明書発行団体が製造メーカー等から受け付ける申請書類は以下の通りである。

No.	書式	書類名称	備考
1	指定	性能証明書(原本)	ポータル画面で必要項目を入力の上、出力する。それを原本として製造メーカー等が押印する。
2	指定	チェックリスト	ポータル画面で必要項目を入力の上、出力する。
3	自由	補助対象機器等の性能を証明する根拠書類	原則自由書式とするが、各証明書発行団体が指定する書式がある場合はそれを用意する。 ※ チェックリストを裏付ける計算過程や計算に用いた数値の根拠が明示されている仕様書やカタログ等。

#### (3) 審査業務

上記の申請書類に基づき、審査を行った上で性能証明書の発行を行う。

※ 本事業において性能証明書の発行実績のある機器等であっても、新たなモデルが市場に導入されている場合は最新モデル省エネルギー機器等の要件を満たさなくなることがあるため、留意すること。

⇒ 詳細は「性能証明書発行の手引き」参照

## 3-4 その他の事項

- ① 性能証明書の発行のために製造メーカー等から受け付けた申請書類は企業にとって機密情報に該当するため、SIIとの取決書及び秘密保持誓約書に基づき厳正に取り扱い、機密保持を厳守すること。
- ② 証明書発行団体は、性能証明書の発行に際し、性能証明書の発行申請の内容に虚偽・誤りがないこと、及び製造メーカー等が返還責任を負う旨、同意されていることを必ず確認すること。
- ③ 製造メーカー等が虚偽申請等により不正に性能証明書の発行を受けたことが明らかになった場合、証明書発行団体は速やかにこれをSIIに報告しなければならない。また、SIIによる調査に可能な限り協力しなければならない。
- ④ 前項の場合、証明書発行団体には、その責任を問わない。性能証明書の発行申請を行った製造メーカー等が一切の責任を負うこととする。
- ⑤ 性能証明書が発行された機器等の安全面に対し重大な欠陥が生じたと知った場合、証明書発行団体は当該機器等の性能証明書の発行を中止し、速やかにこれをSIIに報告しなければならない。

## 3-5 参考資料(性能証明書 一枚目)

△△工業会	
性能証明書発行番号	××××××××××

### 地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金 (最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業)に係る性能証明書

カテゴリー	空気調和設備	補助対象カテゴリー表の「カテゴリー」を記入する。
機器等・システム・技術名	遠赤外線利用暖房装置	

機器等概要	製造メーカー名	〇〇製作所 株式会社
	製品名	遠赤外線ヒーター
	型番	××-××●●●●

事業概要	事業者名	株式会社◎◎◎◎
	設置場所	(事業所名) ▲▲事業所
		(所在地) 神奈川県横浜市中区●-●●-●
機器等導入予定数	〇〇	台

同じ型番の機器等の性能証明書を複数台同時申請する場合は、その予定数を記載することで、1枚の性能証明書でまとめて申請することができる。

点線枠範囲は証明書発行団体の記入欄となる。

本製品は当団体が定める最新モデル省エネルギー機器等の要件を満たしていることを証明します。

平成 ●●年 ●●月 ●●日

〒●●●●-●●●●

東京都中央区銀座●-●●-●

電話: ●●-●●●●-●●●●

△△工業会

会長 共創 太郎



本製品の性能証明書発行申請時に証明書発行団体に提出した内容に虚偽がある場合には、補助金返還の責任を負うことに同意します。

平成 ●●年 ●●月 ●●日

製造メーカー等の名称

〇〇製作所 株式会社

製造メーカー等の所在地

神奈川県横浜市内南区●-●●-●

代表者氏名 環境 一之助

環境

性能証明書に関するご連絡窓口となる方の名前を記入する。

担当者氏名 環境 次郎

担当者連絡先(電話番号) ●●●●-●●●●-●●●●

(注) 本性能証明書は、地域工場・中小企業等の省エネルギー機器等導入補助金(最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業)の対象の要件となる最新モデル省エネルギー機器等の要件(「補助対象カテゴリー表に記載」「最新モデル」「省エネルギー性能1%向上」の要件)を満たしていることを証明するものです。当該補助金の交付を受けるためには、さらに、本事業の公募要領に定める補助対象となる事業の要件等を満たす必要があります。詳しくは当該補助金の公募要領をご参照ください。  
([http://sii.or.jp/category_a_26r/shinsei/note.html](http://sii.or.jp/category_a_26r/shinsei/note.html)) (SIIの公募ページのURLを記載)

## 3-6 参考資料(性能証明書 二枚目(チェックリスト))

△△工業会	
性能証明書発行番号	××××××××××

### 地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金 (最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業)に係るチェックリスト

	項目	詳細	製造メーカー等 記入欄	証明書 発行団体 チェック欄
該	が表 ある 記載	「補助対象カテゴリー表」に記載された 機器等である。	1. 該当 2. 非該当	✓
	「最新 モデル」 に該当	当該機器等は、2005年1月1日以降に 販売が開始されたものであり、かつ販売 以降、当該機器等より新しい同種同用途 のモデルは販売されていない。	1. 該当 2. 非該当  (当該機器等): 販売開始年: 20●● 年	✓  ✓
当	「省エ ネルギー 性能1% 向上」 に該当 するか	当該機器等の一代前のモデルと比較 して年平均1%以上の省エネルギー 性能向上を達成している。	1. 該当 2. 非該当	✓
			(一代前のモデル): 販売開始年: ●●●● 年	✓
要 件			比較指標  (*)以下のいずれかの指標で比較。 <input checked="" type="checkbox"/> 新旧モデルのエネルギー消費効率率 <input type="checkbox"/> 新旧モデルのエネルギー原単位 <input type="checkbox"/> 法律で定められた基準 (例えば、トップランナー等) <input type="checkbox"/> その他( )	✓
			指標・数値 (当該機器等): ▲▲▲95%	✓
			(一代前のモデル): ▲▲▲90%	✓
			省エ ネルギー 向上率 年平均 ● %	✓
		最新モデル省エネルギー機器等の当否	1. 該当 2. 非該当	✓

年平均1%とは、例えば一代前のモデルが2010年発売で、最新モデルが2015年発売の場合、5%の省エネ性能向上率を有していることを言う。

上記すべて「1. 該当」にチェックが入る場合に限り、最新モデル省エネルギー機器等の当否が「1. 該当」となる。



## 4. その他(資料)

別表1 補助対象カテゴリー表

## 1. 補助対象カテゴリー表

- 資産計上されかつ法定耐用年数期間にわたりの場所に設置・使用される見込のもの※1を対象とする。  
○ 地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金(A類型)において補助対象とするカテゴリーは以下の通り。

※1 仮設備(一時的に建築現場で組み立てられる昇降機など)を対象外とする。

カテゴリー	No. / 設備・システム・技術名		
<b>① 燃焼設備</b>			
燃焼設備	1 燃焼用空気予熱設備	2 容量可変燃焼用空気送風装置	3 廃熱回収式燃焼装置
	4 蒸気アトマイズ、ガスアトマイズ装置	5 セラミックラジエントチューブ・バーナー	6 酸素燃焼バーナー、酸素富化燃焼バーナー
	7 触媒燃焼バーナー	8 高面負荷ガスバーナー	9 可燃廃液・可燃排ガス混焼設備バーナー
	10 液中燃焼バーナー	11 高効率浸管バーナー	12 表面燃焼バーナー
	13 浸漬ヒータ	14 流動層燃焼装置	15 高効率酸素分離装置
	16 燃焼負荷適正空気量送風機	17 付着物除去装置	18 排気量可変排気ファン
	19 工業炉用脱湿送風装置	20 ボイラー排ガス顕熱回収装置	21 潜熱回収型ボイラー
	22 高効率ボイラー	23 高効率温水ボイラー	24 蒸気ドレン等の熱回収装置
	25 廃熱利用ボイラー		
その他燃焼設備 (右記のいずれかの要素を有する燃焼設備) ※ 単体では補助対象とならない	26 酸素濃度分析装置	27 燃料/空気流量比率設定調節装置	28 自動燃焼制御装置
	29 高度空気比制御装置	30 順序燃焼制御装置	31 燃料(気体、液体)用流量計
	32 自動通風計測制御装置	33 流量(瞬間流量、積算流量)測定装置	34 燃料流量調整装置
	35 燃焼用空気流量測定装置、燃料/空気流量調整装置	36 燃焼監視装置、燃焼管理・診断システム	37 分散ボイラーシステム

別表1 補助対象カテゴリー表

カテゴリー	No. / 設備・システム・技術名			
<b>② 熱利用設備</b>				
熱利用設備	38 耐食性高効率熱交換器	39 蓄熱式熱交換器	40 ヒートパイプ式高効率熱交換器	
	41 被加熱材料顕熱回収装置	42 高効率スチームドレンセパレーター	43 遠赤外線塗装乾燥装置・高性能遠赤外線乾燥装置	
	44 高効率放射加熱乾燥装置	45 炉内攪拌装置	46 噴流加熱装置	
	47 高効率ラジエントチューブバーナー	48 接触伝熱装置	49 流動床加熱装置	
	50 直接通電加熱装置	51 マイクロ波加熱装置	52 高効率工業炉	
	53 燃焼用空気等予熱用熱交換器	54 液中燃焼バーナー	55 直火式繊維乾燥装置	
	56 直火式乾燥装置	57 高効率多重用缶	58 塔頂蒸気再圧縮型ヒートポンプ使用蒸留装置	
	59 多重用型蒸留装置	60 排熱利用原材料乾燥装置、排熱利用原材料予熱装置	61 塗料燃焼型焼付乾燥炉	
	62 排熱利用焼き戻し炉	63 排熱利用酸洗装置	64 高熱加圧脱水乾燥機	
	65 エアレス乾燥装置	66 高露点密閉フード	67 スロート部カーテン装置	
	68 ハンプバック炉	69 高性能スチームトラップ	70 高性能ドレンサイホン	
	71 省エネルギー型乾燥装置	72 カウンターカートキルン	73 蓄熱式冷水水供給装置	
	74 スチームアキュムレータ	75 熱回収型密閉式溶剤回収装置	76 冷凍機内蔵冷却塔	
	77 高性能触媒利用装置	78 高性能膜分離装置	79 ヒートポンプ式熱源装置	
	80 高効率脱臭装置	81 超臨界流体利用装置	82 バイオ技術利用装置	
	83 蒸気再圧縮加熱装置			
	その他熱利用設備 (右記のいずれかの要素を有する熱利用設備) ※ 単体では補助対象とならない	84 ハイブリッド式加熱システム	85 熱設備エネルギー利用効率化自動制御システム	86 ヒートパターン制御装置
		87 スーパーインシュレーション	88 金型断熱保温	89 射出成型機(インジェクションマシン)のシリンダー断熱保温
90 親子扉		91 クローズド式ドレン回収システム	92 スチームトラップ診断・管理システム	
93 真空蒸気方式低温加熱システム		94 特殊廃液濃縮処理システム	95 地中熱利用ヒートポンプシステム	
96 熱設備エネルギー利用効率化自動制御装置				

別表1 補助対象カテゴリー表

カテゴリー	No. / 設備・システム・技術名		
<b>③ 廃熱回収設備</b>			
廃熱回収設備	97 被加熱材料顕熱回収装置	98 カウンターカートキルン	

<b>④ コージェネレーション設備</b>			
コージェネレーション設備	99 エンジン式コージェネレーション設備	100 ガスタービン式コージェネレーション設備	101 燃料電池コージェネレーション設備
	102 排熱利用冷熱製造装置	103 高効率熱交換器	
その他コージェネレーション設備 (右記のいずれかの要素を有するコージェネレーション設備) ※ 単体では補助対象とならない	104 工場内蒸気最適運用システム	105 多段抽気型蒸気タービン	106 高効率蒸気タービン翼
	107 排気再燃バーナー、追い焼きバーナー	108 排熱利用デシカント空気調和システム	109 排気利用デシカント空気調和システム
	110 コージェネレーション設備負荷率改善装置		

<b>⑤ 電気使用設備</b>			
電気使用設備	111 高効率誘導モータ	112 永久磁石同期モータ	113 機械式無段変速装置
	114 静止型レオナード装置	115 サイリスタモータ	116 極数変換モータ
	117 進相コンデンサ	118 モーター一体型進相コンデンサ	119 保温装置付きショーケース
	120 省エネ型自動販売機	121 高効率制御冷蔵庫	122 高性能アーク炉
	123 高性能抵抗炉	124 高性能高周波炉	125 高性能溶解・保持用溝型炉
	126 高効率変圧器	127 負荷電圧安定化供給装置	128 高性能電気分解炉・メッキ炉
	129 生産・製造設備(高効率誘導モータ、永久磁石同期モータ、サイリスタモータ、極数変換モータを実装したもの。)※2		
その他電気使用設備 (右記のいずれかの要素を有する電気使用設備) ※ 単体では補助対象とならない	130 インバーター制御装置(ポンプ、ブロー、コンプレッサーに限る。)※3	131 自動力率改善装置	132 自動計測装置(計測結果を使い最適運転制御するものに限る。)
	133 電気加熱温度自動制御装置	134 デマンドコントロール装置	135 空調・冷蔵・冷凍用熱源一体型システム
	136 変圧器の台数制御装置	137 運転台数の自動制御装置	138 アルミドロス有価物回収システム
	139 高性能油圧ユニット		

※2 1次産業・2次産業(農林水産業、鉱工業)に使われる設備・機器

※3 インバーター制御されたポンプ、ブロー又はコンプレッサーに限っては単体での導入も可。

別表1 補助対象カテゴリー表

カテゴリー	No. / 設備・システム・技術名		
<b>⑥ 空気調和設備</b>			
空気調和設備	140 熱回収型ヒートポンプ方式熱源装置	141 高効率ターボ冷凍機	142 高効率マルチエアコン
	143 氷蓄熱型マルチエアコン	144 改良型吸収冷温水機	145 排熱等利用型吸収冷温水機
	146 遠赤外線利用暖房装置	147 全熱交換器	148 水-水熱交換器
その他空気調和設備 (右記のいずれかの要素を有する空気調和設備) ※ 単体では補助対象とならない	149 蓄熱式空気調和システム	150 高効率ヒートポンプ	151 冷温同時供給型ヒートポンプ
	152 ガスエンジンヒートポンプシステム	153 変風量・変流量システム	154 エンジン駆動ヒートポンプシステム
	155 デシカント空気調和システム	156 大温度差・変流量制御熱搬送システム	157 大温度差空調システム
	158 空気調和用搬送エネルギー効率化システム	159 クールチューブ	160 地中熱利用ヒートポンプシステム
	161 冷凍庫・冷蔵庫の排熱回収熱源システム	162 空気調和設備最適起動停止制御	163 空調デマンド制御
	164 置換換気空調システム	165 外気導入量の適正化制御	166 冷温水送水設定温度の最適設定制御
	167 冷却水設定温度の最適設定制御	168 熱源台数制御	169 ブースターポンプシステム
	170 水和物スラリー空調システム(VCS)		

<b>⑦ 給湯設備</b>			
給湯設備	171 高効率ヒートポンプ給湯機	172 潜熱回収型給湯器	173 潜熱回収型真空加熱温水器
	174 ガスエンジン給湯器		
その他給湯設備 (右記のいずれかの要素を有する給湯設備) ※ 単体では補助対象とならない	175 各種熱利用型給湯システム	176 スケジュール給湯制御システム	

<b>⑧ 換気設備</b>			
換気設備	177 可変風量換気装置		
その他換気設備 (右記のいずれかの要素を有する換気設備) ※ 単体では補助対象とならない	178 局所排気システム	179 CO ₂ 又はCO濃度による換気制御システム	180 温度センサーによる換気制御システム
	181 タイムスケジュールによる換気制御システム	182 余剰排気最適利用システム	183 厨房換気量最適制御システム

<b>⑨ 昇降設備</b>			
昇降設備	184 PMギヤレス巻上機(エレベータ)		
	185 自動運転装置(エスカレータ)		
その他昇降設備 (右記のいずれかの要素を有する昇降設備) ※ 単体では補助対象とならない	186 群管理運転システム(エレベータ)	187 インバーター制御システム(エレベータ)	188 回生電力回収システム(エレベータ)
	189 台数制御(エスカレータ)	190 インバーター制御システム(エスカレータ)	

別表1 補助対象カテゴリー表

カテゴリー	No. / 設備・システム・技術名		
<b>⑩ 照明設備</b>			
照明設備	191 高圧ナトリウムランプ器具	192 メタルハライドランプ器具	193 高周波点灯方式照明器具
	194 高出力型照明器具	195 LED照明器具	196 高輝度誘導灯
	197 電球型蛍光灯器具		
その他照明設備 (右記のいずれかの要素を有する照明設備) ※ 単体では補助対象とならない	198 照明自動点滅装置	199 照明制御システム	200 段調光システム
	201 昼光利用システム		

<b>⑪ 余剰蒸気活用設備</b>			
余剰蒸気活用設備	202 廃圧回収タービン	203 発電リパワリング設備	204 混圧タービン
	205 高効率ガス分離装置	206 蒸気減圧弁代替小型動力回収装置	

<b>⑫ 建築材料</b>			
建築材料※4	207 断熱材、窓(サッシ・ガラス)	208 日射遮蔽材	

※4 建築材料の省エネ性能については、JISやISOの規格に基づき省エネ性能を確認する。

## 2. 補助対象外について

○「1. 補助対象カテゴリー表」に記載のある機器等であっても次に掲げるものは補助対象外とする。

- ① 船舶及び航空機並びにその付属設備。
- ② 車両・運搬具(乗用自動車、貨物自動車、フォークリフト等)並びにその付属設備。
- ③ 建設機械並びにその付属設備。
- ④ テレビジョン受信機、複写機、電子計算機(制御装置の一部となっているものは除く。)、磁気ディスク装置、ビデオテープレコーダー、ストープ、ガス調理機器、電気便座、ジャー炊飯器、電子レンジ、DVDレコーダー、プリンター。
- ⑤ 消耗品(光源単体等)。
- ⑥ 制御装置、分析装置、検査装置、調整装置等についての単独導入。
- ⑦ 屋外で使用される照明器具(街灯、広告、看板等に使われる照明器具)。
- ⑧ 蓄電池、発電目的の発電設備。
- ⑨ その他省エネ法に基づく指針である「特定事業者又は特定連鎖化事業者のうち専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針」及び「特定事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針」上、明らかに想定していない設備(太陽光発電設備等の再生可能エネルギー源を用いて発電を行う発電設備等)

## 3. その他留意事項

- ・ 補助対象経費: **補助対象機器等の購入費のみ**。 ※ 設計費、据付費、工事費、消費税等は対象外。
- ・ 補助金上限額: 1事業者あたりの補助金 1.5億円
- ・ 補助金下限額: 1事業所あたりの補助金 50万円
- ・ 補助対象となる事業: 申請する事業者が日本国内で既に事業活動を営んでいる既築の工場・事業場・店舗等において、補助対象機器等へ置き換える又は補助対象機器等を新設する事業であること。

以上

## 4-1 性能証明書発行に関する取決書

※登録後、すぐに提出を求めるため、事前に内容を確認しておくこと。

2015年●月●日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ  
代表理事 赤池 学 殿

住 所  
証明書発行団体 団 体 名  
代表者名

印

平成26年度補正予算「地域工場・中小企業等省エネルギー機器等導入促進事業費補助金  
(最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業)」性能証明書発行に関する取決書

一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「甲」という。)及び「証明書発行団体名称」(以下「乙」という。)は、平成26年度補正予算「地域工場・中小企業等省エネルギー機器等導入促進事業費補助金(最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業)」(以下「本事業」という。)において、甲が本事業で定める最新モデル省エネルギー機器等の要件に基づき証明書発行団体として行う性能証明書発行業務を実施するにあたり、本取決書の内容を遵守いたします。

## 第1条(定義)

証明書発行団体とは、製造メーカー等からの申請に基づき、本事業において定める最新モデル省エネルギー機器等の要件について審査を行い、その要件を満たす機器等に対して性能証明書の発行を行う機関として、予め甲に登録された団体のことをいう。

## 第2条(証明書発行団体の役割)

1. 乙は、製造メーカー等が性能証明書の発行を申請する機器等に対して、甲が定める最新モデル省エネルギー機器等の要件を満たしているか否かの審査を行い、要件を満たしている事を認めた場合、製造メーカー等へ性能証明書を発行する。
2. 乙は、性能証明書を発行した製造メーカー等に対し、必要に応じて、単独あるいは甲と共に立入検査を行う。
3. 乙は、甲の求めに応じて、性能証明書の発行に関する作業状況や実績報告を行う。
4. 乙は、甲が前項において報告を受けた内容について、統計上の処理等を経て公表する事に同意する。
5. 乙は、甲と共に本事業について周知を行い、本事業の正しい理解促進に努める。

## 第3条(証明書発行団体の登録)

乙は、証明書発行団体の登録完了後、速やかに本取決書及び別紙に定める「秘密保持誓約書」に押印の上、提出する。

## 第4条(監査・監督・会計監査の対応)

1. 甲は、本事業の適正な運用の為、随時、乙の事業所への立ち入りを含めた監査を行う事ができる。乙は、甲の求めに応じて、監査に協力する。
2. 乙は、性能証明書発行に要した全ての書類を本事業終了時から最低5年間保管し、監督官公庁や会計検査院等の求めに応じて閲覧や提出に協力する。

## 第5条(証明書発行団体登録の取り消し)

1. 乙は、最新モデル省エネルギー機器等の要件について厳格に審査を行い、如何なる理由があっても虚偽の審査や不正行為を行ってはならない。
2. 甲は、乙において虚偽や不正等が明らかとなり、証明書発行団体として不適切であると判断した場合、直ちに証明書発行団体としての登録を取り消し、乙は、甲に生じた損害を賠償する。賠償額については甲と乙が協議の上取り決める。

## 第6条(秘密情報の取り扱い)

1. 本事業における秘密情報は、国及び甲に帰属するものであり、乙は、製造メーカー等から提供された秘密情報を、漏洩、改ざん、消失及び本事業の目的外利用等の不正から保護し、安全な管理を行う義務を負うものとする。
2. 乙は、甲が別紙に定める「秘密保持誓約書」を締結し、当該誓約に定める義務を遵守する。

## 第7条(禁止事項)

乙は、本取決書に定める事項を履行するにあたり、以下の行為を行わないものとする。

- (1) 甲及び第三者の著作権その他の知的財産権を侵害し又は侵害する恐れのある行為。
- (2) 甲及び第三者を誹謗中傷し又は名誉もしくは信用を傷つける行為。
- (3) 甲及び第三者の財産、プライバシーを侵害し又は侵害する恐れのある行為。
- (4) 補助金の不正取得に加担する行為。

## 第8条(その他留意事項)

1. 乙は、製造メーカー等が虚偽申告等により性能証明書の発行申請を不正に行った事が明らかになった場合、直ちに甲に報告しなければならない。また甲は乙より報告を受けた場合、速やかに国に報告しなければならない。
2. 乙は、性能証明書を発行した機器等について不具合又は事故が生じた事を知り得た場合には、直ちにこれを甲に報告しなければならない。

## 第9条(本取決書に定めのない事項)

本取決書に定めのない事項が生じた時、又は、各項の解釈につき疑義が生じた場合は、甲乙は協議して解決にあたるものとする。

以上

## 4-2 秘密保持誓約書

※登録後、すぐに提出を求めるため、事前に内容を確認しておくこと。

2015年●月●日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ  
代表理事 赤池 学 殿

住 所  
証明書発行団体 団 体 名  
代表者名

印

## 秘密保持誓約書

一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「甲」という。）及び〔証明書発行団体名称〕（以下「乙」という。）は、平成26年度補正予算 地域工場・中小企業等省エネルギー機器等導入促進事業費補助金（最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業）（以下「本事業」という。）において、甲が本事業で定める最新モデル省エネルギー機器等の要件に基づき証明書発行団体として行う性能証明書発行業務を実施するにあたり、本秘密保持誓約書の内容を遵守いたします。

## 第1条（目的）

本誓約は、甲及び乙が、本事業に係る性能証明書の発行（以下「本件」という。）を行うに際して、相互に開示される秘密情報の秘密保持に関する取扱いを定める事を目的とする。

## 第2条（秘密情報の定義）

本誓約にいう秘密情報とは、本誓約締結の事実及び本誓約の内容、並びに本件に関連して甲及び製造メーカー等（以下「情報開示者」という。）から乙に開示される補助対象となる機器等の有用な情報であって、次の各号の一に該当するものをいうものとする。

- （1）機器等の製造メーカー等が証明書発行団体に対し提出する関係資料等の有形の形態により開示される情報
- （2）秘密である旨を告知するか否かに関わらず、口頭その他無形の形態で開示される本件に必要な情報

## 第3条（秘密保持）

1. 乙は、本件を遂行する上で、秘密情報を知らせる必要のある自己の役員、従業員（以下「従業員等」という。）以外の者に、秘密情報を開示または漏洩してはならないものとする。また、従業員等に対し本誓約に基づき自己が遵守すべき義務と同一の義務を遵守させるものとし、退職後も同一の義務を従業員等に遵守させるものとする。
2. 乙は、本件及び本事業の為にのみ秘密情報を使用し、他のいかなる目的の為にこれを 사용하지しないものとする。
3. 乙は、本条の秘密保持義務を遵守する為、善良なる管理者の注意をもって秘密情報を管理するものとする。

## 第4条（第三者への情報開示）

前条の定めにかかわらず、乙は、情報開示者の事前同意を得て本件を遂行する上で必要な範囲内の秘密情報を第三者に開示する事ができるが、その場合、自己が課せられているのと同じ義務を当該第三者に対して課すものとする。

## 第5条（適用除外）

1. 第3条の規定にかかわらず、情報開示者の事前同意を得た場合、または、次の各号の一に該当する情報については、第3条の規定を適用しないものとする。
  - （1）情報を受領する前に、既に公知となっていた情報及び乙が既知していた情報
  - （2）情報を受領した後、乙の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
  - （3）乙が独自に開発した情報、および第三者から秘密保持義務を負う事なく合法的に入手した情報
2. 管轄官公庁及び会計検査院、または法律により開示が要求された場合であって、適法かつ合理的な方法によって当該要求を拒絶する事ができない場合には、第3条は適用されないものとする。乙は、法令により許容される場合には、その許容される範囲内で、かかる開示がなされる可能性がある事を知得した後可能な限り速やかに、情報開示者に対し書面によりこれを通知すると共に、開示の時期、その内容及び方法について情報開示者と協議するものとし、情報開示者の要求を考慮した場合に限り、上記状況において開示をする事ができる。

## 第6条（回復措置等）

乙は、情報開示者から提供された秘密情報の漏えい、滅失またはき損等の事故が発生した場合、ただちに情報開示者に報告すると共に、当該事故による損害を最小限に留める為に必要な措置を自己の責任と費用負担で講じる。この場合において、情報開示者が損害を被ったときは、乙は情報開示者に対して当該損害を賠償するものとする。

## 第7条（協議解決）

本秘密保持誓約書に定めのない事項が生じた時、又は、各項の解釈につき疑義が生じた場合は、甲乙は協議して解決にあたるものとする。

以上







## 証明書発行に関するお問い合わせ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金

最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業(A類型)

証明書発行に関するお問い合わせ窓口

TEL:03-5565-3720

<受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)>